

令和元年10月3日

陳情第17号

小田原市消防と自衛隊との人事交流を求める陳情

## 小田原市消防と自衛隊との人事交流を求める陳情

### 【陳情趣旨】

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から四半世紀が過ぎようとしています。その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、近年の大阪北部地震、熊本・大分地震など大きな震災が記憶される一方で、広島市をはじめとする中国地方の台風に伴う水害によっても、自然災害の恐ろしさが強く印象付けられました。つい最近、令和元年台風15号が千葉県を通過したことに起因する災害によって、家屋の損壊だけでなく2週間にわたって数十万戸もの停電が継続するなど、住民生活に甚大な影響を及ぼしたことを対岸の火事として看過することはできません。

さて、こうした災害が発生するたびに、救援のため出動を要請され被災地に駆けつける自衛隊・自衛官には、多くの国民から感謝されるとともに多大なる期待が寄せられているところです。

小田原市において陳情者が経験した防災リーダー研修では、組織名は出さないものの自衛隊の救援を念頭に置いて、災害発生時の初動対応を消防職員が中心となって指導しております。しかし、その初動対応も、被災の規模や程度にもよりますが、相当程度の規模の災害であっても、1週間ほどで自衛隊などが救援にきてくれるという前提で構成されています。

一方で、自衛隊の主力である自衛官候補生の入隊が、5年連続で採用計画人数を下回っています。平成30年度では退職自衛官に対して新規入隊自衛官が約7割という緊急事態に陥っています。

ということは、小田原市が位置する関東圏で、特に首都・東京が甚大な被災をした際には、出動要請をしても、優先順位を考えると多くの救援要員を求めることは不可能であると判断せざるをえません。であれば、現行の防災計画を見直す必要があるということですが、机上の計画をいくらしたところで、必要な人員が不足していればどのような計画を策定しても実行はできません。

自衛隊は、宇宙空間やサイバー空間までもを防衛する組織として変革しようとしています。災害発生時に自衛隊の救援を待っているだけでなく、市内の橋梁を含めた主要道路の通行を確保するため、災害瓦礫を通行の障害にならないようにするなど、自衛隊の来援を促す自助努力が不可欠になります。そうした、自衛官が通常持ち合わせている技能の一部は、消防職員も具備しているものと思料いたしますが、多くの実地体験に基づいた知見を持つ自衛隊・自衛官に指導を求め研修しておくことが必要です。

消防職員と自衛官の絶対的相違は、自衛官は補給・通行が困難な状況においても、自立組織として活動できることを前提としていることです。それゆえ、道路が寸断されたとしても、障害物をかき分けてでも救援に向かうことができるということです。

小田原市消防の職員数はそれほど多数とは言えず、しかも足柄平野の広域に分散しています。小田原市独自の災害対応のため、消防職員をして、自衛隊・自衛官とともに一定期間共同体験を積んでおくことが、非常時に救援に来てくれる自衛官が少数であっても、効率的な災害対応活動が可能になると考えます。

過去には、それほど間を置かずに巨大地震が連動して発生したこともあります。以下、かながわ地域防災研究会が発行した資料から引用します。

貞観地震（869年）                      東日本大震災（2011年）

（東日本大震災）

9年間

元慶地震（878年） 首都直下型地震（？年）

（関東直下地震）

9年間

仁和地震（887年） 南海トラフ地震（？年）

（南海トラフ地震）

十分な備えをしておかねば、減災を図ることさえできません。その一つの方法が要員の育成であると思料いたします。

**【陳情項目】**

小田原市議会として小田原市長に対し、防衛省・自衛隊と協議し消防職員を一定期間、災害対応能力向上を目的として、研修出向させることを求めること。

令和元年10月3日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞